

共謀罪と監視

2024.6.15 清水雅彦（日本体育大学・憲法学）

はじめに

- ・『エネミー・オブ・アメリカ』（1999年米映画）←誰もが問題と考えるビッグ・ブラザー型監視
<https://www.allmovie.com/movie/v174123>
- ・『マイノリティ・リポート』（2002年米映画）←現実化するビッグ・ブラザー型＋環境管理型監視
<https://www.20thcenturystudios.jp/movies/minority-report>
- ・『エリジウム』（2013年米映画）←全ての人間がIDで管理され富裕層と一般庶民に分断された完成形
<https://www.youtube.com/watch?v=PUmjoJzaX2w>

一 憲法とは何か

1 憲法の役割と構造、憲法の保障

① 権力支配の正当化論

- ・近代市民革命前…暴力、神話（王権神授説、古事記・日本書紀等） ←人の支配
- ・近代市民革命後…憲法 ←法の支配

② 憲法(constitution)の構造

- ・統治規定…1章天皇、2章戦争の放棄、4章国会、5章内閣、6章司法、7章財政、8章地方自治
- ・人権規定…3章国民の権利及び義務

③ 憲法の保障（憲法内的保障）

- ・憲法は国家の最高法規として国家権力の行動・範囲を定め、国民の基本的人権を保障
→公権力が憲法を侵害するような場合に、憲法規範の回復・予防措置必要
- ・憲法の最高法規性の宣言(98条①)…違憲の法律・政府行為等は無効、81条による担保
- ・公務員の憲法尊重擁護義務(99条)…実際に公権力行使する者を縛る、国民は含まれない
- ・三権分立
- ・硬性憲法の技術(96条)…最高法規の憲法は法律のように簡単には改正できない
- ・違憲審査制(81条)…19世紀初頭に誕生した米国独特の制度（1803年連邦最高裁判決）
ルソー的発想から議会を信用し裁判所を信用しない欧州は無視
20世紀以降（第2次世界大戦後）「違憲審査革命」で世界に広がる
形式的に多数派形成したナチスの経験から多数派暴走の是正のため

2 法の支配と立憲主義

① 法治主義と法の支配

- ・法治主義…戦前の独日など、法内容に関係なく法は守るべきもの、「悪法も法なり」
- ・法の支配…戦前の英米・戦後の多くの国、法は正義にかなっていなければならない
悪法は無効にすべき・時に破るべき

② 民主主義と立憲主義

- ・民主主義…橋下徹氏の発想や安倍政権等は多数派＝「正義」という「単純多数決主義」
憲法43条の国会＝国民の代表機関という規定
代表＝社会学的代表（議会は民意を忠実に反映しなければならない）
社会学的代表論からすれば憲法上望ましい選挙制度は比例代表制
政治的に評価の分かれる重要問題に対して多数派は自制的な態度必要
- ・立憲主義…近代立憲主義は国王など国家権力を縛ることが目的
現代立憲主義は多数派の暴走を阻止することも目的に
通常は多数決原理に基づく民主主義（議会制民主主義）、立憲主義で是正

二 憲法と警察、監視・管理

1 警察の捉え方と歴史

- ① 公権力による私的領域への介入
 - ・市民革命前…公権力が私的領域に介入
 - ・市民革命後（近代という価値観）…公と私・法と道徳の分離、公権力による私的領域への介入の禁止
精神的自由など自由権（国家からの自由）保障
- ② 警察の捉え方
 - ・憲法とは…近代市民革命による産物、国家権力制限規範、統治規定が中心
 - ・警察とは…国家の暴力装置、「合法」的に武器使用と国民の生命・自由制限
- ③ 日本の警察史
 - ・戦前…イギリス型の市民警察・自治体警察ではなく、フランス・ドイツなど大陸型警察の導入
内務省に属し、司法警察と肥大化した行政警察、政治警察としての特高も存在
 - ・戦後当初…内務省の解体、治安維持法・特高の廃止、1947年警察法で国家地方警察と自治体警察の
分離による地方分権化・行政警察の大幅縮小
 - ・その後…1948年以降公安条例制定、1952年破壊活動防止法制定、1954年の警察法改正で自治体警察
の廃止と中央集権化、1960年代以降は刑事警察から警備・公安警察偏重へ

2 警察、監視・管理と国民の権利・自由

- ① 幸福追求権（13条）
 - ・「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の
国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
 - ・憲法の条文で明らかにされている個別的人権以外に不可欠な人権ある
 - ・基本権カタログとして条文化されている権利だけでは網羅できない
 - ・歴史の発展と共に新たに人間の尊厳が脅かされる可能性がある
→個別的人権の枠からはみ出す権利を包括的に保障する具体的独立的権利、新しい権利の根拠規定
 - ・人格権としての肖像権…京都府学連事件(1969年最高裁判決)で確立
 - ・プライバシー権…「宴のあと」事件(1964年東京地裁判決)で確立
一人で放っておいてもらう権利→私生活をみだりに公開されない権利→自己情報を
コントロールする権利
 - ・自己決定権…自己決定一般、髪型・服装などの自由、墮胎の自由など
- ② 人身の自由
 - ・適正手続の保障（31条）…手続（刑事訴訟手続の法定）と実体（罪刑法定主義、明確性の原則）
 - ・被疑者の権利…不当な逮捕からの自由（33条）
不当な侵入・搜索・押収からの自由（35条）
 - ・刑事被告人の権利…略
- ③ 思想・良心の自由（19条）
 - ・意義…権力者の憎む「異端思想」を抑圧しないことに本質がある
- ④ 表現の自由（21条）
 - ・保障内容…表現の自由一般
報道の自由（戦前の大本営発表の反省など、メディアによる知らせる自由）
取材の自由（報道の自由としての取材の自由を区別して保障）
知る権利（20世紀のメディアの発達、表現の自由を国民の側から再構成、受け手の自由）
集会・結社の自由（集会・結社一般、デモの自由＝動く公共集会として保障）
通信の秘密

⑤ 公務員の憲法尊重擁護義務 (99 条)

⑥ 警察法 2 条 (警察の責務)

- ・ 1 項「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」
- ・ 2 項「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」
- ・ 1 項の「個人の生命、身体及び財産の保護」と「公共の安全と秩序の維持」規定を分離して後者を「国家の安全」と理解するのではなく、両者一体の解釈をすべき

三 秘密保護法制・「共謀罪」法の展開と内容

1 秘密保護法制の種類と内容

① 従来の秘密保護法制

- ・ 公務員法…国家公務員法の守秘義務(100 条、109 条・1 年以下の懲役、111 条でそのかし・ほう助も)
地方公務員法の守秘義務(34 条、60 条・1 年以下の懲役、62 条でそのかし・ほう助も)
- ・ 刑法 …刑法の外患誘致罪(81 条・死刑)、外患援助罪(82 条・死刑又は無期若しくは 2 年以上の懲役)、外患誘致及び外患援助の未遂罪(87 条)、同予備・陰謀罪(88 条・1 年以上 10 年以下の懲役)
- ・ 軍事法 …自衛隊法の守秘義務(59 条、118 条・1 年以下の懲役、教唆・ほう助も)
日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(MDA 秘密保護法)の特別防衛秘密(2001 年までは防衛秘密)探知・収集・漏えい(3 条・10 年以下の懲役)、同過失漏えい(4 条・2 年以下の禁こ)、同陰謀・教唆・せん罪(5 条・5 年以下の懲役)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の合衆国軍隊の機密探知・収集・漏えい(6 条・10 年以下の懲役)、同陰謀・教唆・せん動(7 条・5 年以下の懲役)

② 2001 年の自衛隊法改正

- ・ 改正内容… 96 条の 2 で防衛秘密指定(2007 年の秘密保全に関する訓令改正で防衛秘密に)
- ・ 対象秘密…外交秘密はなく防衛秘密に限定、別表第四に列挙
- ・ 罰則規定…防衛秘密取扱業務従事者・従事経験者の故意の漏えいは 5 年以下の懲役
同過失の漏えいは 1 年以下の禁錮、共謀・教唆・煽動は 3 年以下の懲役

③ 秘密保護法 (2013 年) →略

④ 経済安保情報保護・活用法 (2024 年) →『法と民主主義』2024 年 6 月号拙稿参照

2 「共謀罪」(政府は「テロ等準備罪」と表現)の内容と問題点

① 国際法上の問題点

- ・ 国連越境組織犯罪防止条約との関係
…マネーロンダリングなどの組織的犯罪対策が主眼で、テロ対策の条約ではない
国内法の原則に従うことを明記
合意罪か参加罪を選択しなくても予備罪の追加などで対応可能
- ・ テロ対策関連条約との関係
…関連する 13 の条約を日本は批准
- ・ 国連特別報告者ケナタッチ氏の安倍首相への書簡 (2017 年 5 月 18 日)
…国連人権理事会から任命され、特定の国やテーマ別に調査・監視し、報告する役割

対象が広すぎ、「計画」「準備行為」があいまい、監視機関必要、プライバシー権に悪影響

② 刑法上の問題点

- ・原則「既遂」取締役からの変更
…警察活動の前倒し、主観的判断で警察活動が可能に
- ・罪刑法定主義・明確性の原則との関係
…政府原案の 676 の罪から 277 の罪へ、2022 年に 2 つ追加
テロの実行は 110 (薬物 29、人身に関する搾取 28、その他資金源 101、司法妨害 9)
「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」という定義のあいまいさ
「一般人」か否かの判断は結局捜査機関の主観的判断に

③ 憲法上の問題点

- ・プライバシー権 (13 条) の侵害可能性… 19 条・21 条侵害問題と連動
- ・思想・良心の自由 (19 条) の侵害可能性
…計画段階で捜査、メールやラインで合意判断の可能性、持ち物で実行準備行為の判断
- ・表現の自由・通信の秘密 (21 条) の侵害可能性
…市民運動・労働運動などの表現行為に対する弾圧・萎縮効果、盗聴法の活用

④ 日本国憲法による代案

- ・生存権 (25 条) …社会保障の徹底
- ・9 条と平和的生存権…アメリカの「対テロ戦争」に加担しない、積極的平和の追求

3 この間の警察・政府の「テロ対策」

① 「緊急治安対策プログラム」(2003 年 8 月警察庁策定)、「テロ対策推進要綱」(2004 年 8 月警察庁策定)

② 「テロの未然防止に関する行動計画」

- ～ 2004 年 12 月政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部策定、中心は「第 3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」の 6 分野・16 項目 (一部略)
- ・入国審査時及び査証申請時における指紋採取等による入国審査の強化
…入国・上陸審査時の外国人 (特別永住者等除く) の指紋採取・写真撮影
 - ・テロリストに対する入国規制
…従来法律ではできなかった「テロリスト」の入国阻止・退去強制
 - ・航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の事前提出の義務化
…外国を出発した航空機が日本に到着する前に、搭乗手続時に取得した乗員・乗客に関する情報の提供を受け、「要注意人物リスト」等と自動的に照合する APIS (事前旅客情報システム)
 - ・ICPO の紛失・盗難旅券データベースの活用によるテロリストの入国阻止
…ICPO (国際刑事警察機構) のデータベースに紛失・盗難旅券の照合
 - ・航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務付け
…航空会社等の乗客の旅券等の確認義務付け、違反への罰則
 - ・文書鑑識指導者の派遣等による諸外国の文書鑑識能力向上の支援
 - ・旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等
…宿泊者名簿の記載事項とはされていなかった外国人宿泊客の国籍・旅券番号の記載事項化、旅館業者が外国人宿泊客の旅券の写しを取ることを指導、関係記録の警察等への提出義務付け
 - ・生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立
…病原性微生物・毒素保有の施設が種類・保管方法の国への定期的届出、感染症病原体保有者の国・都道府県の届出義務、病原体の譲渡規制、国・都道府県の報告・徴収・調査・立入検査等、違反者への処分・罰則
 - ・爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化
…オキシドール等爆発物の原料となる化学物質の管理強化
 - ・爆発物等を輸入禁製品にすることによる輸入管理の強化

- ・ FATF 勧告の完全実施に向けた取組み
 - …「国際的なテロ資金」対策としての FATF（金融活動作業部会）の勧告を完全実施するため、銀行、証券会社、保険会社等に加え、ファイナンス・リース、宝石商、貴金属商、両替商、公証人、不動産業者等に対して、顧客等の本人確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出の義務化
- ・ 情勢緊迫時における重要施設等の警備強化
- ・ 空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化
- ・ 核物質防護対策の強化
- ・ スカイ・マーシャルの導入によるハイジャック対策の強化
 - …ハイジャックの未然防止対策の強化と発生時における機内での制圧・検挙を可能とするため、スカイ・マーシャル（飛行中のハイジャック犯の制圧等を任務とする法執行官の警乗）の制度運用開始
- ・ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
 - …「テロ」関連情報の収集強化・情報の活用、在外公館を通じた「テロ」情報の収集取組強化

四 監視社会化・管理社会化の現状

1 個人情報関係

- ① 私人によるもの
 - ・ クレジットカード、各種会員カード・ポイントカード、JR 等の非接触型 IC 乗車カードなど
 - ・ 携帯電話・スマホの位置情報など
- ② 公的機関によるもの
 - ・ 日本道路公団（2005 年 10 月から分割民営化）による高速道路通行券、ETC など
- ③ 公権力によるもの
 - ・ 住民基本台帳法改正… 1999 年成立、2002 年 8 月稼働、2003 年 8 月 IC カード発行
 - ・ 共通番号（マイナンバー）制度… 2013 年 5 月法成立、2015 年 10 月付番、2016 年 1 月開始
 - ・ 住基ネットと共通番号制度の相違点
 - …（同じ点）悉皆的な番号付与、一人一番号
 - （違う点）目に見える・見せる番号、法人番号も、民間利用・情報連携・利用範囲の広範さ
 - 19 条 14 号で「刑事事件の捜査」「その他政令で定める公益上の必要があるとき」利用
 - 今後、職務質問などで警察が個人番号カードを利用する可能性？
 - ・ スーパーシティ構想… 2020 年 5 月改正国家戦略特区法成立・9 月施行、自治体丸ごとのデジタル化、ビッグデータを AI で解析、車の自動走行、顔認証によるキャッシュレス化など

2 デジタル改革関連法（「デジタル監視法」）

… 2021 年 5 月成立、9 月デジタル庁発足、10 月個人番号カードの健康保険証としての利用開始

- ① 内容
 - ・ 行政機関や自治体、民間の個人情報を連携させるシステムを統一化、標準化
 - ・ 別々の法律で様々な機関で管理されていた個人情報を同一のルールで紐づけ、連携
 - ・ データ利活用の推進、共通番号の情報連携促進、行政運営の効率化・住民の利便性向上など
- ② 憲法との関係
 - ・ 自己情報コントロール権（13 条）←新しい権利の根拠規定である 13 条のプライバシー権
cf. EU 一般データ保護規則…個人情報の取得・保有・利用・提供に情報の主体である同意原則、センシティブ情報（人種・社会的身分・思想・信条・病歴・前科歴など）の取扱禁止、データファイルの存在公開、データ主体による個人データへのアクセス権・訂正権・消去権（忘れられる権利）
 - ・ 知る権利（21 条）…自己のいかなる情報が公権力により収集・利用されているのか
 - ・ 地方自治（8 章）…地方自治の本旨（92 条・団体自治）、地方公共団体の条例制定権（94 条）
- ③ 「デジタル独裁」へ
 - ・ 内閣にデジタル庁設置…内閣に置かれた庁は復興庁のみ、内閣官房と一体の恒常的機関は初

内閣総理大臣の各省の指揮監督には閣議決定必要なのに

- ・デジタル庁の長及び主任大臣は内閣総理大臣、内閣総理大臣を助けるデジタル大臣も置く
- ・内閣総理大臣が所管の諸機関・職員に訓令・通達
- ・デジタル大臣が関係行政機関の長に資料の提出・説明、勧告
- ・アジャイル型組織…デジタル庁に部・課はない、政務官・デジタル監・デジタル審議官設置

④ 「デジタル監視」へ

- ・各省庁・自治体の情報システムがデジタル庁により一元管理
- ・共通番号によって健康・税金・金融・運転免許・前科歴情報など順次紐づけ
…共通番号付きの公金受取口座を国に登録する制度
金融機関が口座開設時に共通番号の提供を求める義務
本人同意により預金保健機構を介して複数の口座に付番可能
個人番号カード所持者はオンライン手続使用の電子証明書をスマホに搭載可能に
- ・デジタル庁の長である内閣総理大臣・内閣情報調査室・警察で情報共有の危険性
…個人情報保護法の利用・提供制限（69条）例外（「相当な理由」「特別な理由」）で本人同意なく利用・提供、捜査関係事項照会書よりも簡単に警察・検察が情報入手の危険性
- ・警察のデータベース
…被疑者の写真 1170 万件（無罪・不起訴を含む）、指紋 1135 万件、DNA 型 141 万件（2020 年末）
運転免許証 8186 万枚（2023 年度）

⑤ 情報の利活用

- ・経団連など→安倍政権 Society5・0、超スマート社会、デジタルニューディール構想→この法制
- ・行政機関・独立行政法人等個人情報保護法による非識別加工情報をゆるい方の個人情報保護法の匿名加工情報に合わせる→匿名化情報を利用したい企業のため、情報量が増えれば個人識別可能
- ・接続禁止規定のあった個人情報保護条例による個人情報も流通
- ・データ共同利用権
…国や自治体の持つ個人情報を民間に提供
2017 年度から国の情報の提供開始（文科省の共通テストの志願者ファイル、環境省の福島原発事故後除染建物所有者情報、厚労省の雇用保険受給者情報、法務省の個人情報開示請求者情報など）
…都道府県と政令指定都市の情報提供へ（個人番号カードを健康保険証として使用することで保健医療記録の共有、GIGA スクール構想の 1 人 1 台端末整備に合わせて個人の学習管理データを活用）
- ・デジタル庁の人員約 600 人・うち民間企業在籍の非常勤職員約 200 人→大手 IT 企業と連携

⑥ 地方自治体への影響

- ・個人情報保護法で行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の一本化
- ・各自治体の個人情報保護条例の個人情報保護制度を法律（個人情報保護法）で統一化・平準化
→本人からの直接収集の原則・センシティブ情報（要配慮個人情報）収集禁止の原則がなくなる
- ・全体の所管を個人情報保護委員会に一元化
- ・自治体の児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援の基準を国が定める標準化基準に、基準に適合しない場合は内閣総理大臣が是正の要求

⑦ その他

- ・労働者の同意の下、転職時における使用者間での労働者の特定個人情報の提供可能
- ・医師・看護師・介護福祉士・税理士など 32 の国家資格者について共通番号の登録義務
- ・共通番号と預貯金口座をひも付け管理

⑧ 不十分なチェック体制

- ・個人情報保護委員会が監督…政府から独立していない、民間の事業者には立入可能

警察ほか行政機関に対して勧告はできても命令・立入できない
cf. ドイツのデータ保護監察官…立入検査可能

3 個人情報・肖像関係

① 私人によるもの

・金融機関・コンビニ等小売店・マンション・駅等の「防犯カメラ」(監視カメラ)

② 公的機関によるもの

・学校・役所・公民館等の「防犯カメラ」(監視カメラ)

③ 公権力によるもの

・Nシステム(自動車ナンバー自動読取システム)

…1987年以降設置、95年以降急増、97年以降は人物も、2015年に1690台、現在2000台?

・スーパー防犯灯(街頭緊急通報システム)

…2001年10月以降全国で設置、2008年までに58地区536基設置

・街頭防犯カメラシステム(コミュニティセキュリティカメラシステム)

…2002年2月以降歌舞伎町ほか渋谷・池袋・上野・六本木など

4 通信関係(電話盗聴)

① 盗聴事件

・共産党幹部宅盗聴事件…1986年発覚、刑事事件は起訴猶予、民事事件は賠償責任認定

② 立法

・盗聴法…1999年制定、「組織的犯罪」に警察による盗聴(電話・メール)可能、2016年対象拡大

五 警察の動向

1 警察の治安政策・理論

① 「犯罪防止に配慮した環境設計活動(ハード面の施策)の推進」

・参考…アメリカの「環境設計による犯罪予防(Crime Prevention through Environmental Design:CPTED)」、イギリスの「状況的犯罪予防(Situational Crime Prevention)」

・手法…「監視性」「領域性」「接近の制御」「被害対象の強化・回避」

・内容…道路、公園、駐車・駐輪場、公衆便所、共同住宅等での見通しの確保
監視カメラ等防犯設備の整備

・方策…警察庁による「金融機関の防犯基準」「現金自動支払(ATM)機等の防犯基準」の見直し(1999年)、「コンビニエンスストア等深夜スーパーマーケットの防犯基準」の策定(1999年)

警察庁による「安全・安心まちづくり推進要綱」の策定(2000年)

警察庁による「共同住宅に係る防犯上の留意事項」の策定・改正(2000・2006年)

警察主導による自治体での「生活安全条例」の制定と指針策定

警察による街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や街頭防犯カメラシステム(コミュニティセキュリティカメラシステム)の設置(一部、Nシステムと連動)

・経緯…1997年～2000年に研究・紹介・具体化

・効果…対象者の財産権・営業の自由等に関係なく警察権限の拡大

セキュリティ産業の市場確保・拡大

地域住民の「安心感」

一定の犯罪抑止効果と犯罪解決効果(カメラの形体や設置方法により異なる)

「不可視のまなざし」の内面化による地域住民(監視される側)の逸脱行動の防止

偏在していた「まなざし」の遍在(「超管理社会」) cf. 「ビッグ・ブラザー」型監視社会

② 警察理論の変化

・1980年代末から「警察権の限界」(警察消極目的の原則、警察責任の原則、警察公共の原則、警察比

例の原則) 批判と「国民の権利・自由の擁護者」論の登場

→警察消極目的の原則と警察公共の原則の形骸化

- ・1990年代末から「三面関係」論(国家 vs 警察権限行使対象者から+権限行使で利益を受ける者)や「安全の中の自由」論の登場

→警察の私的領域への予防的積極的介入の正当化、「安全」のために権利・自由の制約正当化

- ・憲法学(特に慶応大学のドイツ研究者)から基本権保護義務論、民法学から「国家による自由」論

③ 問題点

- ・プライバシー権・肖像権侵害…歯止めのない監視カメラ(「防犯カメラ」)の設置
- ・規律訓練…カメラによる「視線」→「超パノプティコン」(デジタル化・常態化で現実性に)
- ・警察・検察は令状のみならず捜査関係事項照会書で簡単に各種情報入手
…各種ポイントカード・IC乗車カードの個人・利用情報、各種店舗の防犯カメラ映像
携帯電話・スマホの位置情報入手には令状が必要なためゲーム会社から入手
合法(刑事訴訟法197条2項)だが憲法(35条)の令状主義・13条との関係で問題

2 警察内における力関係の変化

① 治安の改善と地方警察官の増員

- ・1996年から2002年(約285万件)までの刑法犯認知件数の増加とその後の減少(2023年約70万件)
→「体感治安の悪化」「安全・安心まちづくり」へ(主観的な「不安」「安心」にも対処)
- ・2003年度警察職員27万8307人(警察庁7498人、都道府県27万0809人)
→2023年度警察職員29万6302人(警察庁8026人、都道府県28万8276人)

② 各都道府県警の部門別配置基準(2009年4月と2000年4月との比較)

- ・総務・警務部門…1万3949人(1264人増)
- ・留置管理部門…1万1754人(2974人増)
- ・地域部門…9万335人(6386人増)
- ・生活安全・刑事・組織犯罪対策部門…6万2245人(1万1695人増)
- ・交通部門…3万5009人(121人増)
- ・警備部門…2万6600人(1548人減)
- ・合計…23万9892人(2万892人増)

六 関連する自民党「日本国憲法改正草案」(2012年)の問題点

① 人権制約原理の変更(12条、13条、29条)

- ・「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」へ
- ・「公共の福祉」…人権と人権が衝突した場合の調整原理
- ・公の論理で制約…「国家の安全と社会秩序」(2005年新憲法起草委員会各小委員会要綱)

② 大幅な義務規定の拡大

- ・国民の義務が3から10へ

③ 国民より国家(前文・1章)、内閣総理大臣の権限強化(4章・5章)、地方自治後退(8章)

おわりに

- ・警察の意図…警察権限の拡大、リストラ対策、ネットワーク構築、全ての市民の監視願望、逸脱行動の防止
- ・セキュリティ業界の意図…警察官僚の天下り先・警察官OBの再就職先、煽るほど儲かる
- ・オーウェルの「ビッグ・ブラザー」型監視社会からフーコーの「パノプティコン」型規律社会、ドゥルーズの環境管理型社会へ
- ・「監視の下での自由」(現代の安全性や利便性のために自ら望んで監視の対象になる)・「空間の自由」(設定された空間の中で自由に振る舞っているにすぎない)にどう抵抗するか、「家畜を管理するみたいに人間を管理するシステム」の中で「動物的」に生きるのか否か